

# German Newsletter

## Japan Business Services

Issue 1 | January 2020

### 概要

2019 年中に成立した法改正

## ドイツ最新情報

2019 年中に成立した法改正の概要一覧(2019 年 12 月 30 日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. タックスプランニングに関する通知義務の導入のための法律 (Gesetz zur Einführung einer Pflicht zur Mitteilung von Steuergestaltungen)	2019 年 12 月 30 日
クロスボーダーのタックスプランニングに関する通知義務の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 弁護士や税理士といった、いわゆる仲介者 (Intermediary) による通知義務</li><li>▶ 一定のホールマーク (特質または特性) を満たすクロスボーダーのタックスプランニングが対象</li><li>▶ 常に通知義務対象となるホールマークと、「主要便益テスト (Main Benefit Test)」が満たされた場合に初めて通知義務が課せられるホールマークとの区分</li><li>▶ 「主要便益テスト」要件は、主要な便益または複数の主要便益のいずれかが税務上のベネフィットの実現にある場合に満たされたと見なされる</li></ul>



クロスボーダーのタックスプランニングのホールマーク(特質または特性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 通知義務対象となるタックスプランニングを通知義務対象外のタックスプランニングから区別するホールマークの限定列挙</li> <li>▶ ホールマークの例) 税務上のベネフィットの額を算定基準とする成功報酬の合意、または損失利用を目的とした特定の作為的なプランニング等</li> <li>▶ 金融口座情報交換のための OECD 共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standards) の回避または経済的受益者 (Beneficial Owner) の偽装を目的とするプランニングも適用対象</li> </ul>
仲介者による通知手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 通知義務の対象となる事象が最初に発生してから 30 日以内の通知</li> <li>▶ 通知内容は主に、仲介者、プランニングの利用者ならびに関係会社に関する情報、通知義務の対象となったホールマークの詳細、適用される法規定およびタックスプランニングの経済的価値に関する詳細を含むクロスボーダーのタックスプランニングの内容の概要から構成される</li> <li>▶ 提出先は連邦中央税務局</li> <li>▶ 通知内容のデータセットには、それぞれ登録および開示番号が付与される</li> </ul>
利用者(納税者)による通知手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 仲介者に守秘義務が課せられる場合、もしくは仲介者がいない場合、または第三国所在の仲介者しかいない場合、通知義務を(一部または全部)納税者に転嫁することが可能</li> </ul>
適用規定、遡及的通知義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2020 年 7 月 1 日以降のタックスプランニングから適用開始(通知期限 30 日以内)</li> <li>▶ 2018 年 6 月 25 日以降 2020 年 6 月 30 日以前の間に行なわれて着手されたプランニングについては、遡及的適用(2020 年 8 月 31 日までに通知義務)</li> </ul>
通知義務違反に際しての罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 故意もしくは過失による通知義務の未履行、網羅的でない通知内容または期限後の通知書提出に対して 25,000 ユーロ以下の罰金</li> <li>▶ 通知義務違反は、租税毀損行為と同等の取り扱い</li> <li>▶ 2020 年 6 月 30 日以前の通知義務対象となるプランニングについては罰則なし</li> </ul>
評価分析およびクロスボーダーの情報交換に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ データの評価分析</li> <li>▶ 提出された通知に関する EU 内での税務当局間の自動情報交換</li> <li>▶ 連邦と州の間での管轄区分</li> </ul>
国内タックスプランニングに関する通知義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定のホールマークを満たす国内タックスプランニングについても通知義務の対象とされるという案は削除</li> </ul>
2. 研究開発活動の税務上の促進のための法律 (Gesetz zur steuerlichen Förderung von Forschung und Entwicklung)	2019 年 12 月 20 日
研究開発活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基礎研究、産業研究および実験的開発の分野における研究開発活動の促進</li> </ul>
対象資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得税法または法人税上の納税義務者(制限納税義務者と含む)</li> </ul>

算定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 助成対象となる支出: 研究開発活動に従事する従業員に対する賃金税源泉対象となる給与</li> <li>▶ 個人事業者および人的会社(パートナーシップ)出資者に対する特例</li> <li>▶ 算定基準: 事業年度および(グループ)企業につき 2 百万ユーロが上限</li> <li>▶ 非関連企業との共同プロジェクトに際しては各企業ごとに上限額が適用</li> <li>▶ 二重助成の防止</li> </ul>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 助成対象支出の 25%</li> <li>▶ 事業年度および企業につき 50 万ユーロを上限とする</li> <li>▶ 同一の研究開発プロジェクトに対する他の国家助成金との合計額の上限額は 15 百万ユーロ</li> </ul>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申請に基づく支給</li> <li>▶ 当該研究開発活動が助成対象活動に該当することの証明書の提出が必要</li> <li>▶ 補助金は査定所得税または法人税から控除、補助金額が査定税額を上回る場合は差額の非課税支給</li> <li>▶ その他の手続きに関しては租税通則法規定の適用</li> </ul>
3. 電気自動車のさらなる税務上の促進およびその他の税務上の規定の改正のための法律-2019 年年次税法 (Gesetz zur weiteren steuerlichen Förderung der Elektromobilität und zur Änderung weiterer steuerlichen Vorschriften – Jahressteuergesetz 2019)	2019 年 12 月 17 日
外国配当に関する営業税上の資本参加特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第三国配当に関する厳格な要件の削除</li> <li>▶ EU または第三国に経営管理地/本店所在地を有する会社からの配当の取り扱いに区別なし</li> <li>▶ 営業税上の課税期間初めの最低出資比率 15%が要件</li> </ul>
環境に優しい(エコ)自動車のさらなる促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 電気およびハイブリッド自動車に対するカンパニーカー課税の優遇措置の延長</li> <li>▶ 電気およびハイブリッド自動車のリース料の営業税上の加算処理の軽減</li> <li>▶ 新規購入の配達用電気自動車に対する特別償却</li> <li>▶ ジョブチケットに対する分離課税の選択適用</li> </ul>
投資所得の分離課税の枠組みにおける総損失について税務上の控除対象からの除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ オプション権失効、投資債権の全部または一部の貸倒れ、無価値の経済財の譲渡/償却処理等について税務上の考慮の対象から除外</li> </ul>
定額食事手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 24 時間以上の出張に際しての定額食事手当(ドイツ国内)の 24 ユーロから 28 ユーロへの引上げ</li> <li>▶ 勤務のほとんどを車中で行う被雇用者について一日当たり 8 ユーロの任意の定額必要経費</li> </ul>
EU VAT 指令の早期実施「VAT Quick Fixes」	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ EU 域内免税供給要件の厳格化</li> <li>▶ チェーン取引に際しての供給の場所の決定に関する新規定</li> <li>▶ 委託倉庫に関する規定</li> </ul>

その他の改正	個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ファンド設立費用の取得原価算入</li> <li>▶ 他の EU 加盟国で賦課された罰金の損金不算入</li> <li>▶ 取得原価の定義</li> <li>▶ etc.</li> </ul>
	法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 相続税法上の総賃金規定への言及</li> </ul>
	租税通則法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 複数階層のオーガニシャフト(連結納税グループ)における連結子会社の連帯責任</li> </ul>
	投資税法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 投資ファンドの法人税義務</li> <li>▶ etc.</li> </ul>
	VAT	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 電子書籍に対する軽減税率の適用</li> <li>▶ 各種免税対象財貨/役務の改正</li> <li>▶ B2B(事業者間)取引における旅行役務に関する特例(マージン VAT)の適用</li> <li>▶ etc.</li> </ul>
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2020 年 1 月 1 日以降支払われるまたは発生する促進対象となる支出から適用開始</li> </ul>	
4. 1995 年連帯付加税の還元のための法律 (Gesetz zur Rückführung des Solidaritätszuschlags 1995)	2019 年 12 月 12 日	
賃金税および所得税の納税者の 90%について連帯付加税負担からの免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得税納税義務者に対する免税上限額の引上げ</li> <li>▶ 上記に対応した賃金税源泉徴収手続きの改正</li> <li>▶ 軽減ゾーン「Minderungszone」の導入</li> <li>▶ 引上げ後の免税上限額は、2021 年所得税課税年度および 2021 年 1 月 1 日以降の賃金税源泉徴収手続きから適用</li> </ul>	
5. EU 租税条約紛争解決法 (EU-Doppelbesteuerungsabkommen-Streitbeilegungsgesetz -EU-DBA-SGG)	2019 年 12 月 12 日	
EU 紛争解決指令の国内法への導入および二重課税問題の解決を目的とする三段階の紛争解決手続きの策定		
紛争解決申立て(第 1 段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 納税者による手続き開始申請の提出から決定までの手続きに関する規定</li> </ul>	
相互協議手続き(第 2 段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象となる加盟国の管轄当局間における合意的解決に至るまでの手順に関する規定</li> <li>▶ 合意期限は通常 2 年、最長で 3 年</li> </ul>	
助言委員会 (Advisory Committee) による紛争解決 (第 3 段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管轄当局間による期限内の合意に到達できない場合、納税者は申請により仲裁手続きを開始し、独立機関(いわゆる助言委員会)の関与を求めることが可能</li> <li>▶ 管轄当局間で 6 カ月以内に合意に到達できない場合、助言委員会の見解が拘束力を有する</li> </ul>	
適用開始/発効日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2018 年 1 月 1 日以降に開始される税務年度中に稼得される所得または資産に関連する争点について</li> </ul>	

	<p>2019年7月1日以降提出される紛争解決申し立てに適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上記以前に提出された紛争解決申し立てまたは上記以前の税務年度に対しても手続きを適用することを、ドイツと相手方となるEU加盟国との間で合意できる</li> </ul>
EU法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国家助成金受給資格に関するEU一般規則の適用</li> </ul>
<b>6. 土地税法および評価法の改革のための法律 (Gesetz zur Reform des Grundsteuer- und Bewertungsrechts)</b>	<b>2019年12月2日</b>
基本税率(Steermesszahl)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建物付および建物なしの土地に対する基本税率の0.034%への引下げ</li> <li>▶ 公営住宅等の不動産については申請による基本税率の軽減</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建物なしの不動産は面積および土地基準値(Bodenrichtwert)に基づき評価</li> <li>▶ (共益費等を含まない)ネット定額家賃を算定基準とした収益価値(Ertragswert)に基づく住宅用不動産(戸建て、二軒長屋、賃貸住宅用不動産、自己所有アパート)の評価</li> <li>▶ 連邦州といった各種のファクターを考慮したネット家賃の調整計算</li> <li>▶ 資産価値法(Sachwertverfahren)に基づく事業用不動産、事業用/住宅用の双方に利用される不動産、部分所有権およびその他の建物付き不動産の評価</li> </ul>
土地クラスCの選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自治体の決定により、建物なしの建設用不動産については土地税クラスCの選択が可能</li> </ul>
開放条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 連邦各州による上記とは異なる土地税に関する独自の立法化権限</li> <li>▶ 連邦各州独自の土地税法に基づく土地税の徴収は早くとも2025年1月1日以降</li> </ul>
発効日、基本査定日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新規に基づく最初の本査定は2022年1月1日(その後7年ごとの本査定)</li> <li>▶ 新しい不動産価値の適用による土地税の査定開始は、2025年1月1日</li> </ul>
<b>7. 中小企業を中心としたビューロクラシーによる負担軽減のための法律:第三次ビューロクラシー削減法 (Gesetz zur Entlastung insbesondere der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie: Drittes Bürokratieentlastungsgesetz)</b>	<b>2019年11月28日</b>
ビューロクラシー削減のための税務上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ VAT法上の小規模事業者の前年度売上上限額の17,500ユーロから22,000ユーロへの引上げ</li> <li>▶ 電子的方法により保存された税務上の書類の保管に際しての簡便規定</li> <li>▶ 賃金税上の限度額の引上げ</li> <li>▶ 従業員の健康促進措置の非課税上限:年間500ユーロから600ユーロ;グループ事故保険の分離課税限度額の62ユーロから100ユーロへの引上げ</li> </ul>
施行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原則的に2020年1月1日</li> </ul>

	▶ 開業／設立年の月次 VAT 仮申告義務の時的撤廃に関する規定は 2021 年 1 月 1 日
8. Brexit 移行法 (Brexit-Übergangsgesetz)	2019 年 4 月 3 日
移行期間中、英国および北アイルランドを EU 加盟国として処遇	▶ 2019 年 3 月 30 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間と想定される移行期間中、英国は、連邦法上、原則的に EU 加盟国と見なされる
施行日	▶ (EU と英国の間での署名が待たれる) 離脱条約発効日(予定では 2019 年 3 月 30 日)
9. Brexit 税務付帯法 (Brexit-Steuerbegleitgesetz)	2019 年 4 月 28 日
所得税法第 4g 条(調整勘定規定)の改正	▶ Brexit 以前に行われた国内資産の英国支店への持出しに伴い顕在化したみなしキャピタルゲインの課税繰延措置(みなしキャピタルゲインを調整勘定に計上、5 年間で取崩し)として調整勘定に計上された残高の強制取崩しの回避
所得税法第 6b 条の改正	▶ Brexit 後(または Brexit 後の移行期間終了後)に行われた英国資産への再投資について、(再投資の原資となる)資産売却益に対する課税額の分割納付申請が、Brexit 以前(または移行期間終了以前)に提出された場合は、支払い猶予期間中の利息賦課の回避が可能
法人税第 12 条の改正	▶ Brexit のみを理由とした清算課税の回避
ドイツ国内に経営管理地を有する UK 法に基づき設立された法人(Limited 等)に対し Brexit がもたらす(民法上法人格が否認されることによる)不利な税法上の帰結の回避(法人税法第 12 条、不動産取得税法第 4 条、同第 6a 条)	▶ 当該 UK 法人のドイツ国内事業資産について、Brexit のみを根拠とする含み資産顕在化(出口課税)の回避 ▶ Brexit のみを根拠とする不動産取得税の賦課の回避 ▶ Brexit のみを根拠とする不動産取得税法上の組織再編条項に基づく優遇措置の適用除外の回避
組織再編法の改正のための第 4 次改正法を受けた税務上の付帯規定	▶ Brexit 後も一定の要件の下に UK 資本会社に対する合併登記を容認する組織再編法上の移行規定に併せた組織再編税法上の人的適用範囲に関する付帯規定
組織再編税法第 22 条の改正	▶ Brexit 以前(または Brexit 後の移行期間終了以前)に英国納税義務者による事業／事業単位または英国法人出資持分(株式交換)の現物出資が時価より低い価額で行われた場合の、時価との差額(現物出資益)の遡及的な課税の回避
国際取引課税法第 6 条の改正	▶ 納税者またはその法的承継者が、Brexit のみを根拠として出口課税猶予要件を満たさなくなる場合の、課税猶予措置の継続
相続税法第 37 条の改正	▶ Brexit 以前(または Brexit 後の移行期間終了以前)に相続税が生じた取得(相続・贈与)の取扱い上、UK および北アイルランドは引き続き EU 加盟国と見なされる
その他	▶ リースター年金に関する移行および既得権益保護規定ならびに金融市場規制分野における措置
施行日	▶ 2019 年 3 月 29 日
10. 電力税免除に関する新规定ならびにエネルギー税法上の規定を改正するための法	2019 年 6 月 27 日

律(Gesetz zur Neuregelung von Stromsteuerbefreiungen sowie zur Änderung energiesteuerrechtlicher Vorschriften)	
いわゆるグリーン電力に対する優遇措置の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 発電装置の運営企業による自家利用を目的とする再生エネルギー運営企業が運転する発電量 2 メガワット超の発電装置からの電力に対する電力税の免除</li> <li>▶ 免税は認可制</li> </ul>
EU 法に違反しない電力税免除措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小規模装置で発電された電力に対する免税措置</li> <li>▶ 免税対象を再生エネルギー運営企業および高能率のコジェネレーション装置で発電される電力に制限</li> <li>▶ 免税は認可制</li> </ul>
EU 法に違反しないエネルギー税免除措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 送電取引における軽減規定および証明規定の EU 法との整合化</li> </ul>
クロスボーダーのエネルギー製品輸送に際しての簡便化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 例えば Excise Movement and Control System (EMCS) 手続きといった、課税猶予下でのエネルギー税対象製品の輸送における簡便規定</li> </ul>
11. 新築賃貸住宅の税務上の促進に関する法律 (Gesetz zur steuerlichen Förderung des Mietwohnungsneubaus)	2019 年 8 月 8 日
新築賃貸住宅に関する特別償却の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取得または建築の年を含む 4 年間について毎年 5% までの特別償却</li> <li>▶ 対象は新築住宅のみ</li> <li>▶ 2018 年 9 月 1 日以降 2021 年 12 月 31 日までに建築申請が提出されたまたは建築通知の実施された建築物に限定</li> <li>▶ 居住面積 1 m<sup>2</sup>当たりの取得または建築費用が 3,000 ユーロ以下で、取得の年を含め 10 年間第三者の居住用に供されている住宅のみが特別償却の対象</li> <li>▶ 償却ベースの上限は居住面積 1 m<sup>2</sup>当たり 2,000 ユーロ</li> <li>▶ 小規模企業助成要件が満たされている限りにおいて特別償却が可能</li> </ul>
特別償却適用規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2026 年課税年度または 2026 年中に終了する事業年度までの時限的適用</li> </ul>

## コンタクト先

Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
JBS (Japan Business Services)

### デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15  
40213 Düsseldorf  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

#### 野村 充基

Phone +49 211 9352 25791  
Fax +49 181 3943 25791  
mitsuki.nomura@de.ey.com

### ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78  
20148 Hamburg  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

### シュツットガルト

Flughafenstrasse 61  
70629 Stuttgart  
Germany

#### 英 正樹

Phone +49 89 14331 21366  
Fax +49 181 3943 21366  
masaki.hanabusa@de.ey.com

### フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5  
65760 Eschborn  
Germany

#### 久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152  
Fax +49 181 3943 24152  
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

### ミュンヘン

Arnulfstrasse 59  
80636 München  
Germany

#### 英 正樹

Phone +49 89 14331 21366  
Fax +49 181 3943 21366  
masaki.hanabusa@de.ey.com



## Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights Individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

© 2020 EYGM Limited.  
All Rights Reserved.

### ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.